

令和4年度
第2回三島市地域包括支援センター運営懇話会 会議録

1 開催日時

令和5年2月9日（木） 午後1時15分～2時45分

（令和4年度第2回三島市地域密着型サービス運営懇話会と合同開催。うち、本懇話会開催時間 午後1時15分～2時05分）

2 開催場所

三島市役所中央町別館4階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

榎澤委員（座長）、青田委員（座長代理）、金木委員、杉山委員、渡邊委員、宮川委員、近藤委員、鈴木(康)委員、米山委員、中神委員、海老名委員

(2) 事務局

臼井健康推進部長

<地域包括ケア推進課>

石井課長、伊藤地域包括支援係長、進士副主任保健師

<介護保険課>

浅見課長、小嶋課長補佐（介護保険係長（扱））、若狭副主任、中村保健師

4 会議の公開・非公開

公開

5 傍聴人

0人

6 会議の内容

(1) 依頼状交付

委員の交代により金木委員に臼井健康推進部長から交付

(2) 臼井健康推進部長挨拶

(3) 議題

【ア 令和3年度における地域包括支援センター業務の事業評価について（要旨）】
（事務局）

全国平均を下回った業務とその要因となった未実施の項目

<市・センターの業務>

総合相談支援業務：センターと協議しつつセンターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか（市Q39）、相談事例の終結条件を市町村と共有しているか（センターQ30）については、現時点では、一律の終結条件は定めず、各地域包括支援センターでの判断としている。サービス利用につながっているケースや死亡、転出など一定の条件での終結条件を検討している。

権利擁護業務：成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか（市Q45）、成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか（Q36）については、成年後見制度の市長申し立てに係る事務を行っている部署でも判断基準を提示していないため、各地域包括支援センターで判断し、成年後見センターに相談するよう案内をしている。

<センターの業務>

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務：利用者のセルフマネジメントを推進するため市町村から示された支援の手法を活用しているか（Q60）については、介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するもの。

今までは様々なパンフレットはあっても、まとまったものがなかったため、保健師部会において高齢者自身が自分の健康づくりや介護予防の活動について、主体的に取り組む姿勢を持つことができるよう、利用者のセルフマネジメントを推進するための介護予防手帳の作成を行っている。

<市の取組とセンターの取組に差が見られる業務>

組織運営体制：3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか（市Q25）（センターQ16）⇒○（包括三島・北上・中郷）、×（三島北・錦田）。

包括三島・北上・中郷地区地域包括支援センターは保健師を配置、三島北・錦田地域包括支援センター保健師に準ずる者として経験のある看護師の配置しており、市の回答は平均により○と回答している。

質疑・応答

（委員）

成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか、という項目が全国平均で82.5%となっているが、どのようなことを共有していれば共有しているとみなされるのか。

共通基準を設けるということは難しいかもしれないが、センターごとの基準はあると思われるので、そこから市（センター全体）としての基準を設ければよいのではないか。

（事務局）

確認をしていなかったもので、他市町（センター）で共有しているとしているところを確認し、どのような基準を設けているか、確認をしていきたい。

（委員）

相談の終結条件の項目があった。民生委員として各地区の包括支援センターに相談を持ち掛けた後、その後どのようなようになったか心配なケースも多い。どのように解決したか、という双方向のコミュニケーションも大切になってくるのではないか。個人情報のこともあるが、これからの地域での生活のこともあるので、報告についても検討してほしい。

地域包括支援センターっていうのは地区ごとに分かれ、さまざまな相談にのっていると思うが、職員の数人は人口などで決められているのか。民生委員として対応している

中で、事例によっては困難ケースで対応に人数が必要だったり、すぐ対応するにはもう少し人数が必要であるということを常日頃思ったり、職員の数を増やして欲しいという声も聞くので、教えてほしい。

(事務局)

65歳以上の高齢者の人数により市から委託する際の職員数は決まっている。職種については各法人に任せている。

【イ. 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託状況について事務局説明（要旨）】

(事務局)

地域包括支援センターが、この業務を居宅介護支援事業所に委託する場合、条例に基づき、特定の種類又は特定の事業所などに不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならないとされており、委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、本懇話会の議を経なければならないとされている。

18、19 ページは市内居宅介護支援事業所における要支援認定者及び事業対象者の受託状況について、令和4年11月末日時点での状況を調査した結果。

特定の種類又は特定の事業所などに偏っているかの明確な基準はないが、参考となる基準として、居宅介護支援事業所に対する特定事業所集中減算というものがある。これは、要支援や事業対象者ではなく、さらに介護度が重い「要介護認定者」を対象としているが、特定の事業所に偏っているとみなされる基準としての100分の80を超えていると、介護報酬が減算されるとなっている。

基準を超える事業所はないが、50%を超え、同法人の利用率が比較的高い事業所として「梅名の里 居宅介護支援事業所」「居宅介護支援事業所 ヴィターレ」「居宅介護支援事業所 ラ・サンテふよう」「居宅介護支援事業所かいごラボ」「三島中央病院居宅介護支援事業所」となっている。

20 ページは同様に、各地区の地域包括支援センターが直接担当している要支援認定者の状況については、北上地区地域包括支援センターが31.3%と同法人の利用率が比較的高くなっている。

21 ページは各地区の地域包括支援センターの令和4年11月末日時点での委託事業所の一覧の掲載。

それぞれ29～35事業所と委託契約を結んでおり、来年度も継続する予定となっている。

昨年までは、年度初めの第1回の運営懇話会にて前年度の委託事業所の報告を行っていたが、今年度から次年度の契約予定事業所ということで事前に報告を行う。各地区地域包括支援センターに対し、委託先を選定する際の参考となるよう、情報提供を行う。

質疑・応答

(委員)

委託をする際に、どのようにして居宅介護支援事業所を選んでいるのか教えてほしい。

(事務局)

各地域包括支援センターで、まずは利用者に希望があるかを確認している。特にない場合には、偏らないように配慮しながらもまずは自分たちの圏域内の居宅介護支援事業

所、その後三島市内の事業所、と声掛けしている。

また、包括支援センターでも各居宅介護支援事業者が窓口等に来た際に、介護予防支援の受託が可能か、また要介護の担当ができるか、確認をして、紹介の際の参考にいると聞いている。

(委員)

中立性と公平性という考えに基づいてというなかで、中立性は今のやり方でよいと思うが、公平性という考え方では少し違うのではないかと思う。三島にある事業所はすべてしっかりしたサービスを提供しているというのであれば、公平で、どこに委託しても結果は出るが、サービスというのはそういうものではなくて、ここに得意不得意があると思う。

この事業所の委託が少ないからという考えではなくて、利用者の立場で考えてみれば、本来公平性というのは、その利用者にとって最も利益が及ぼされるようにすべき。そういう意味では、地域包括支援センターで、自分のエリアのサービスをどのくらい評価しているのか、わかっているのかということはずごく重要だと思う。要支援だった利用者が要介護状態にならずに維持できているということが、その事業所はいいサービスを提供しているということになり、その事業者を使うことが公平性なのではないか。

サービスを提供する側も、質の良いサービスを提供しないと選ばれないということを考えていかなければならないと思う。また、最終的には我々市民に、介護予防の良いサービス提供についての講習会があるとよいと思う。

(事務局)

センター長会議等で協議する場があるので、今の意見、公平性について話し合っていきたいと思う。

実際に調整するにあたっては、最初にどのようなサービスを使っていきたいかという利用者のニーズをアセスメントし、事業所の中でもよりふさわしいのではないかといいところを選んで紹介をしているため、その結果がどうだったか、今後追跡し、各地域包括とも共有していきたいと思う。

【ウ. 令和5年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について(要旨)】

(事務局)

令和5年度も三島北地区、北上地区、錦田地区、中郷地区の4地区の地域包括支援センターは委託により設置、運営を行う。

北上、錦田、中郷地区の地域包括支援センター業務委託については令和2年度から令和6年度までの長期契約を締結している。

三島北地区地域包括支援センター業務委託については、懇話会において意見を求め、運営状況が良好であると判断した場合には、契約期間を1年間ずつ令和7年3月31日まで更新できると定めており、7月に開催した令和4年度第1回地域包括支援センター運営懇話会にて審議済み。

質疑・応答

特になし

【その他 地域包括支援センター三島に係る事業所実地指導の結果について（要旨）】
（事務局）

指摘事項なし

是正、改善を要する事項（口頭）として、指定介護予防支援等運営基準において「委託に当たっては中立性及び公平性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと」とされているが、委託実績の説明に留まっているため、2月の懇話会で説明し、同意を得ることとされているとの指摘を受けた。このため、本日の懇話会で報告、確認をうけた。

質疑・応答

特になし